

第41回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年9月29日（水）

午後6時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

（2）緊急事態宣言解除後の協力要請等について

（3）医療提供体制等について

（4）緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について

（5）その他

3 閉 会

第41回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年9月29日（水）

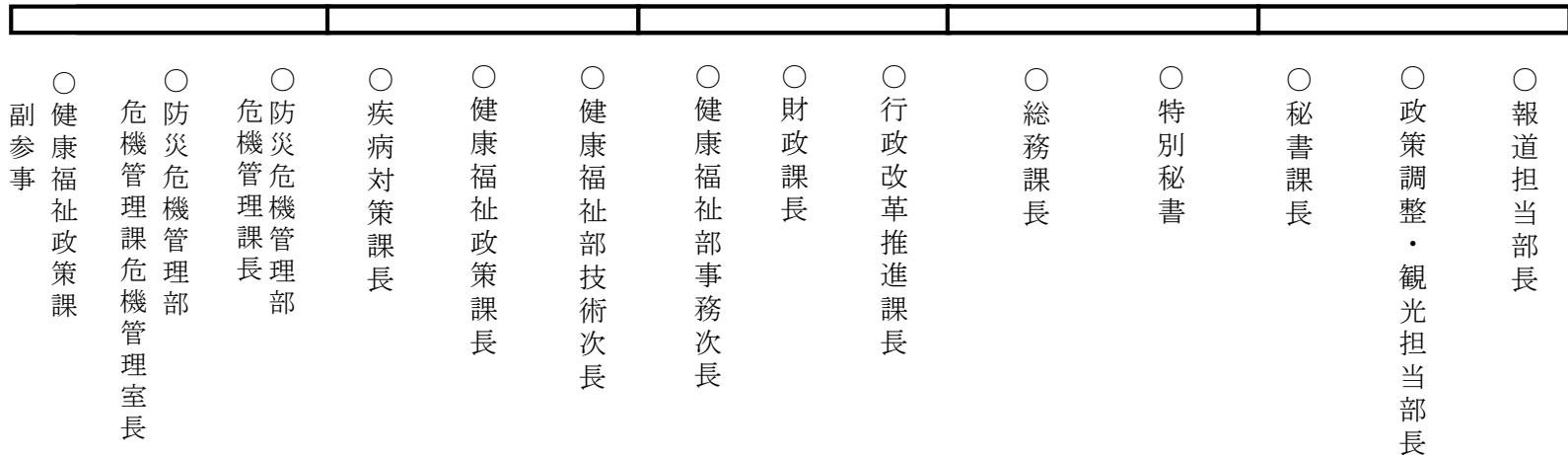
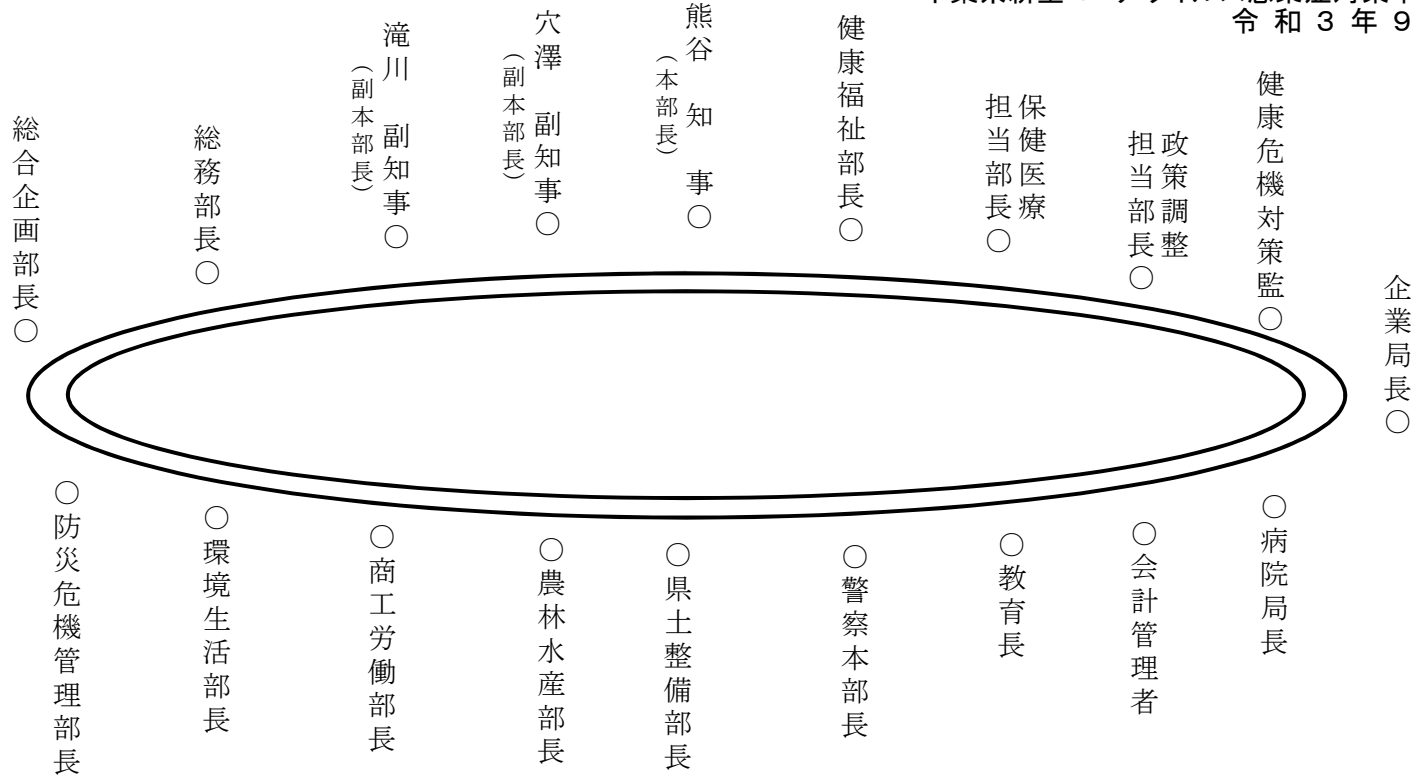
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年9月29日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年9月29日(水)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県 の 感染状況等 [9月28日時点]

項目	本日の数値 (9月28日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1)新規感染者数(直近7日間平均)	120.0 人	—	—
(2)直近1週間と先週1週間の比較	0.53	—	—
(3)新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	13.42人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
(4)直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	14.5% (122 / 840)	—	—
(5)感染経路不明率	77.9% (654 / 840)	50%以上	50%以上
(6)PCR陽性率	6.49% (9月25日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1)病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	25.5% (376 / 1476)	20%以上	50%以上
(2)入院率 (入院者数/療養者数)	30.3% (376 / 1241)	40%以下	25%以下
(3)病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	27.7% (41 / 148)	20%以上	50%以上
(4)療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	19.83人	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
(5)ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	10.7% (149 / 1390)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

千葉県感染症状況等の推移① [9月28日時点]

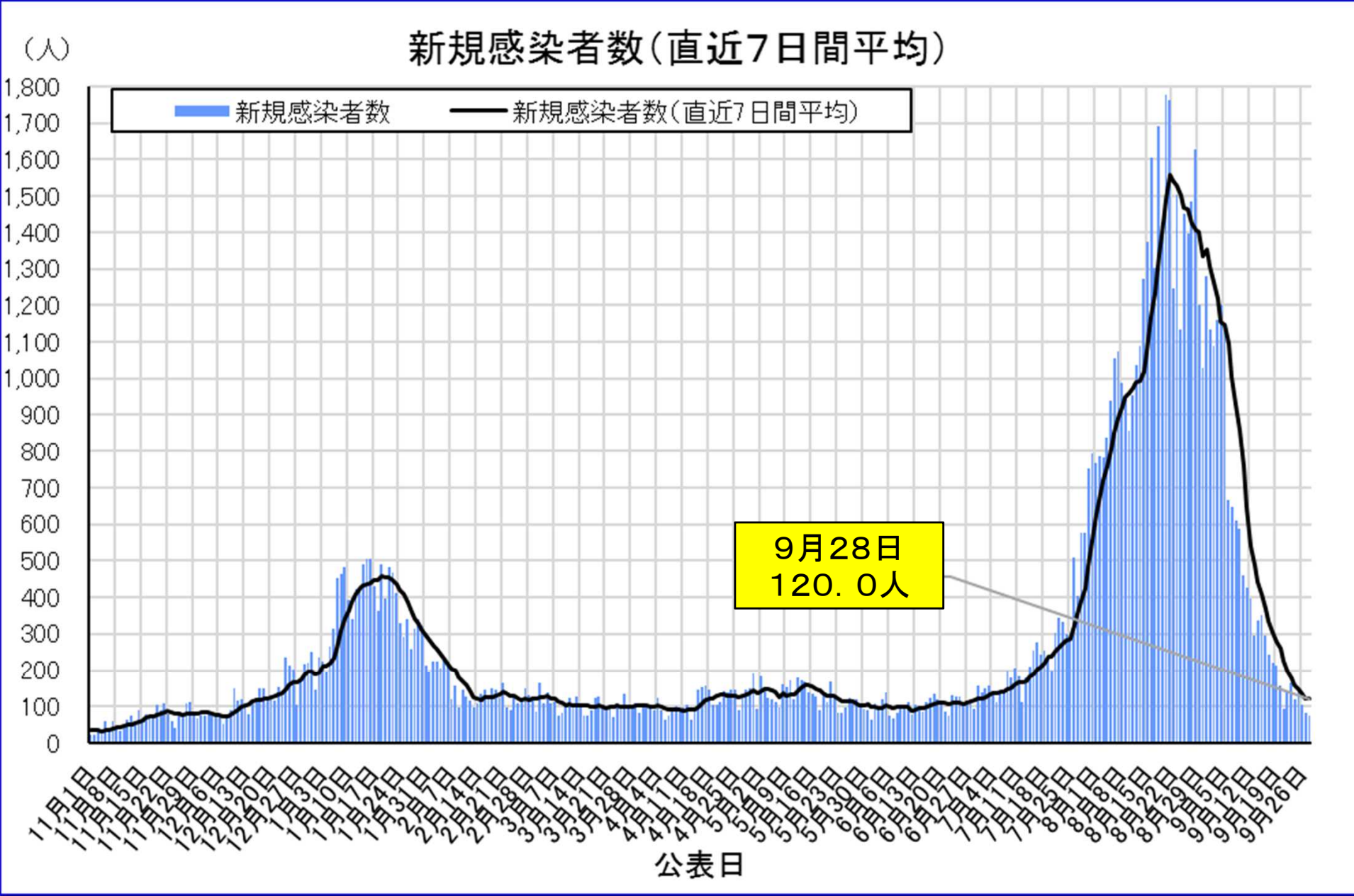
項目	8/17	8/24	8/31	9/7	9/14	9/21	9/28	指標	
								ステージⅢ	ステージⅣ
新規感染者数	1304	1134	1280	647	338	92	76	—	—
新規感染者数（直近7日間平均）	1234.4	1503.7	1354.6	1004.3	445.9	225.4	120.0	—	—
（直近7日間合計）	8638	10523	9478	7026	3117	1575	840	—	—
直近1週間と先週1週間の比較	1.29	1.22	0.90	0.74	0.44	0.51	0.53	—	—
新規感染者数 （直近7日間合計 10万人当たり）	138.06	168.17	151.49	112.32	49.86	25.21	13.42	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	7.7%	7.7%	7.5%	7.6%	9.8%	9.9%	14.5%	—	—
（60歳以上の新規感染者数の直近7日間合計）	663	806	714	531	305	157	122		
感染経路不明率	73.7%	77.2%	76.5%	78.3%	78.4%	76.2%	77.9%	50%以上	50%以上
PCR陽性率	22.13%	29.53%	28.79%	25.83%	18.17%	9.99%	6.49%	5%以上	10%以上
	(8/14時点)	(8/21時点)	(8/28時点)	(9/4時点)	(9/11時点)	(9/18時点)	(9/25時点)		
病床のひっ迫具合（病床全体） 現時点の確保病床数の占有率	78.0%	79.4%	73.4%	63.4%	53.7%	39.8%	25.5%	20%以上	50%以上
（使用している病床数） ※病院の報告ベース	1051	1088	1031	918	785	587	376		
（確保病床数）	1347	1371	1405	1449	1461	1476	1476		

千葉県感染症状況等の推移② [9月28日時点]

項目	8/17	8/24	8/31	9/7	9/14	9/21	9/28	指標	
								ステージⅢ	ステージⅣ
入院率 ※ 7月29日から適用	9.7%	7.9%	7.4%	8.1%	12.2%	18.8%	30.3%	40%以下	25%以下
(入院者数)	1051	1088	1031	918	785	587	376		
※病院の報告ベース (療養者数)	10809	13844	13930	11301	6432	3128	1241		
病床の逼迫具合 (うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	79.2%	76.5%	77.0%	66.2%	46.6%	37.8%	27.7%	20%以上	50%以上
(人工呼吸器又はECMO を使用している患者数) ※病院の報告ベース	103	101	104	98	69	56	41		
(重症者用病床数)	130	132	135	148	148	148	148		
療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数)	172.70	221.19	222.56	180.56	102.76	49.98	19.83	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	42.8%	40.3%	38.4%	39.5%	34.0%	19.2%	10.7%		
(使用している部屋数)	433	408	389	400	344	227	149		
(確保部屋数)	1012	1012	1012	1012	1012	1182	1390		
中等症Ⅱ (重症者以外で酸素投与が必要な 患者) 数 ※病院からの報告ベース	477	501	455	415	314	200	108		
ワクチン接種率 (1回目)	40.14%	44.21%	48.11%	52.40%	56.61%	59.78%	出典データ 更新待ち		
ワクチン接種率 (2回目)	30.90%	34.41%	37.92%	41.16%	44.91%	48.12%	出典データ 更新待ち		

新規感染者数（直近7日間平均）

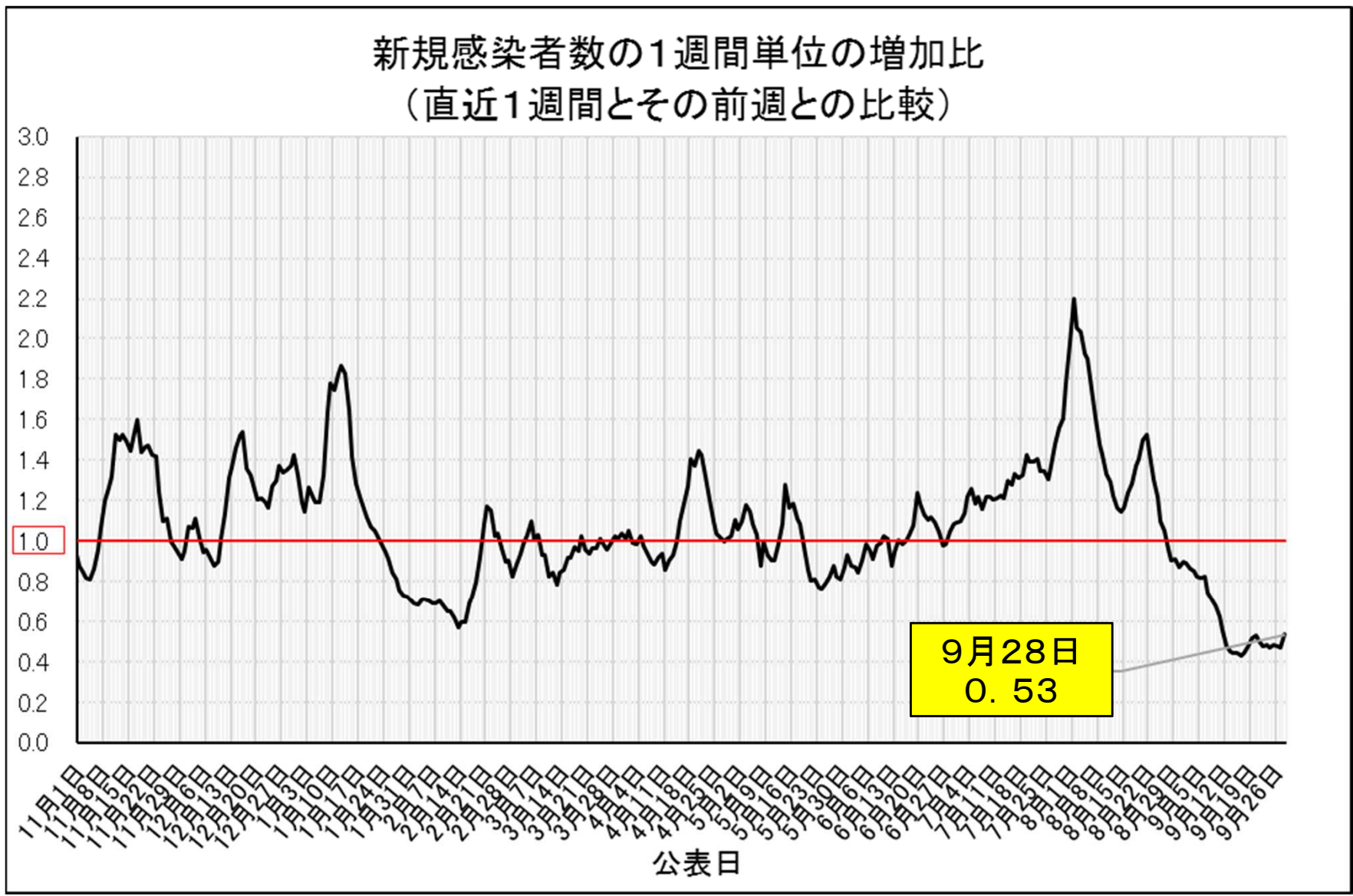
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年8月下旬から減少傾向となり、9月28日時点では120.0人となっている。



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

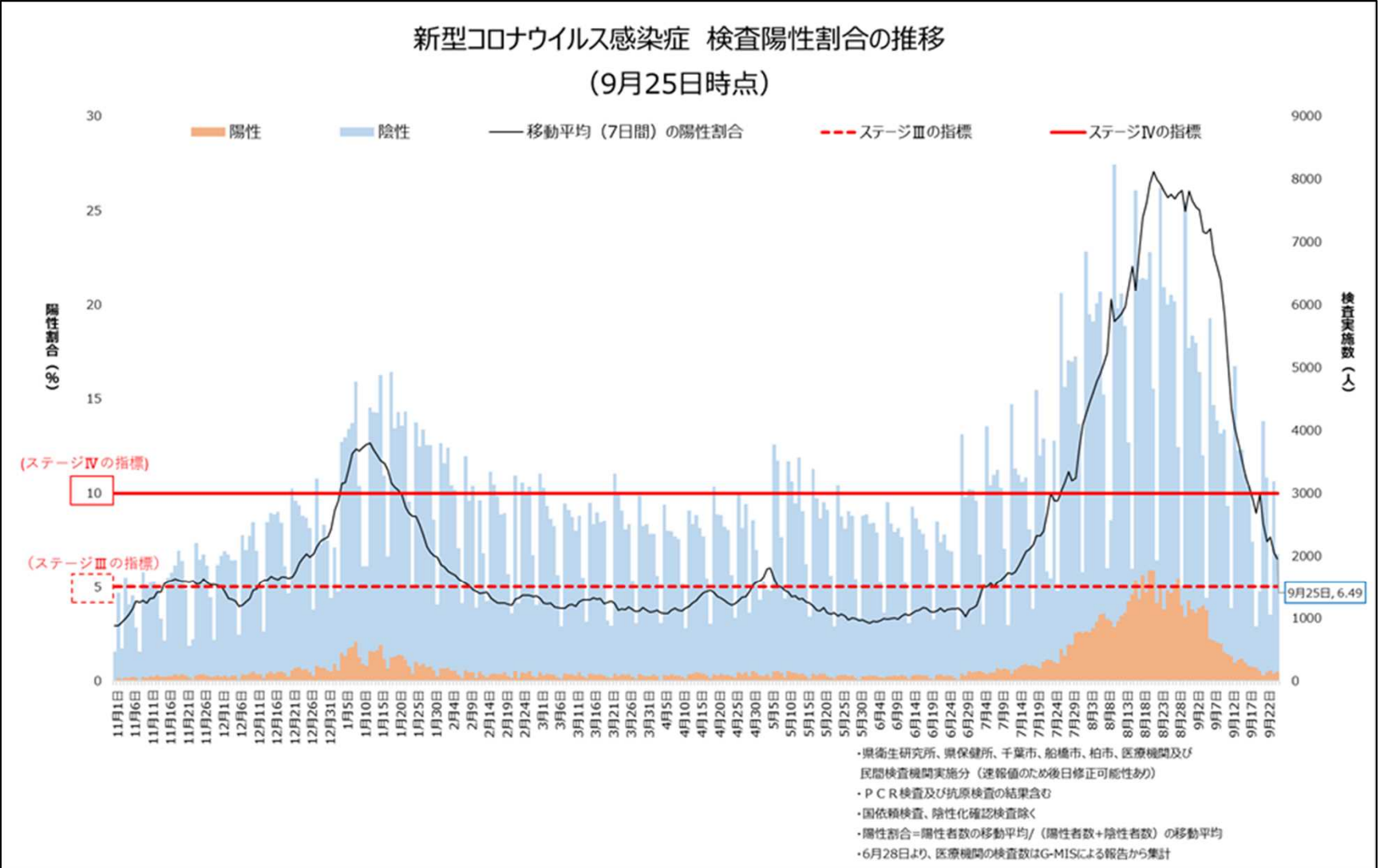
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年8月下旬から減少傾向となり、9月28日時点では0.53となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、令和3年8月中旬をピークに高止まり状態であったが、9月上旬から減少傾向となり、直近1週間の平均は6.49%となっている。

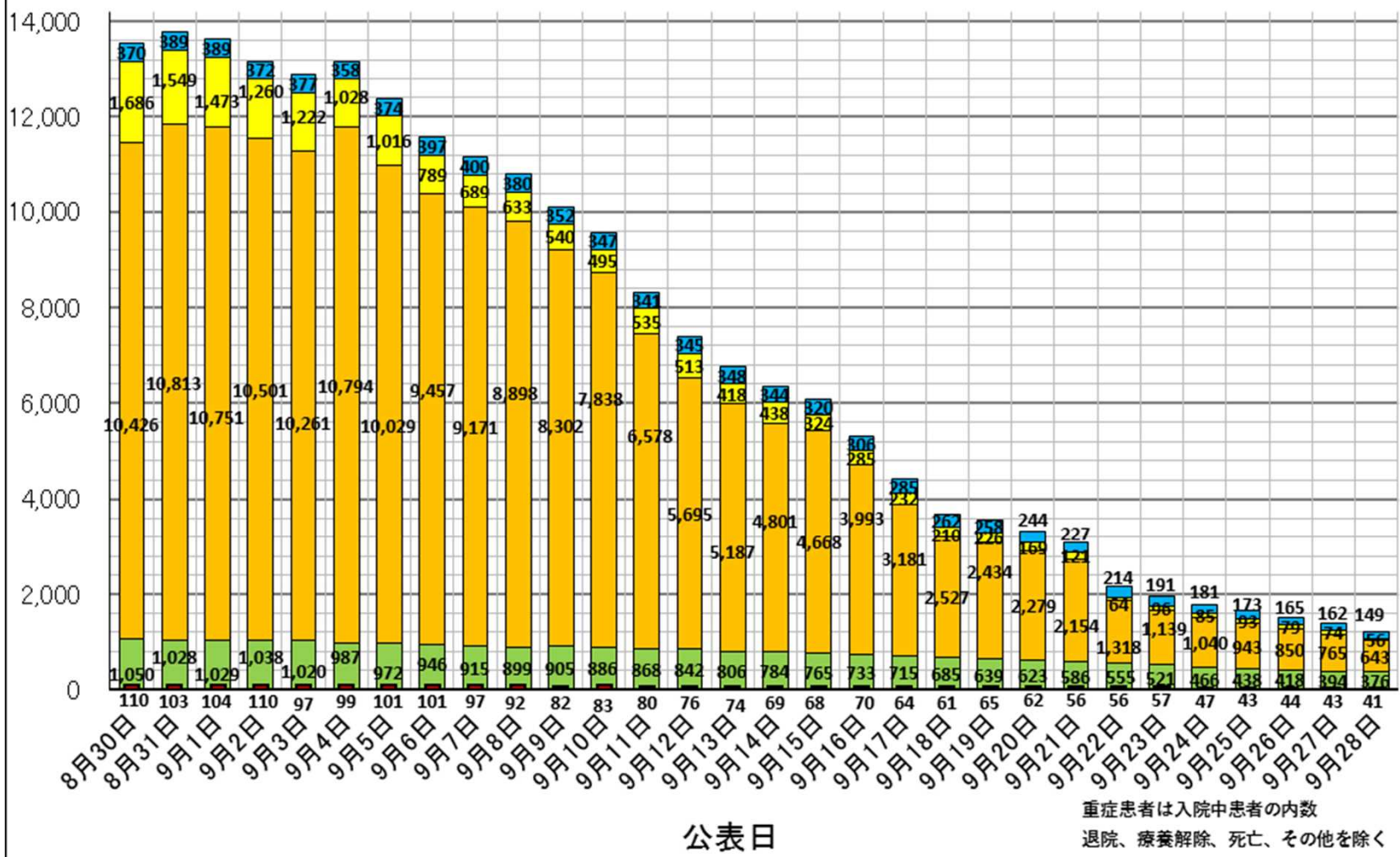


期間	陽性割合
8/1 ～8/7	16.89%
8/8 ～8/14	20.92%
8/15 ～8/21	27.06%
8/22 ～8/28	25.90%
8/29 ～9/4	23.88%
9/5 ～9/11	17.14%
9/12 ～9/18	9.66%
9/19 ～9/25	6.49%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(公表日別)

■入院中 ■自宅療養 ■入院・ホテル療養等調整中 ■ホテル療養 ■施設内療養 ■重症



療養が必要な方: 1,224名

施設内療養	0名
ホテル療養	149名
入院・ホテル療養調整中	56名
自宅療養	643名
入院中 (うち重症)	376名 (41名)

新規感染者の公表数（令和3年8月30日～）

（ ）内は直近7日間の合計

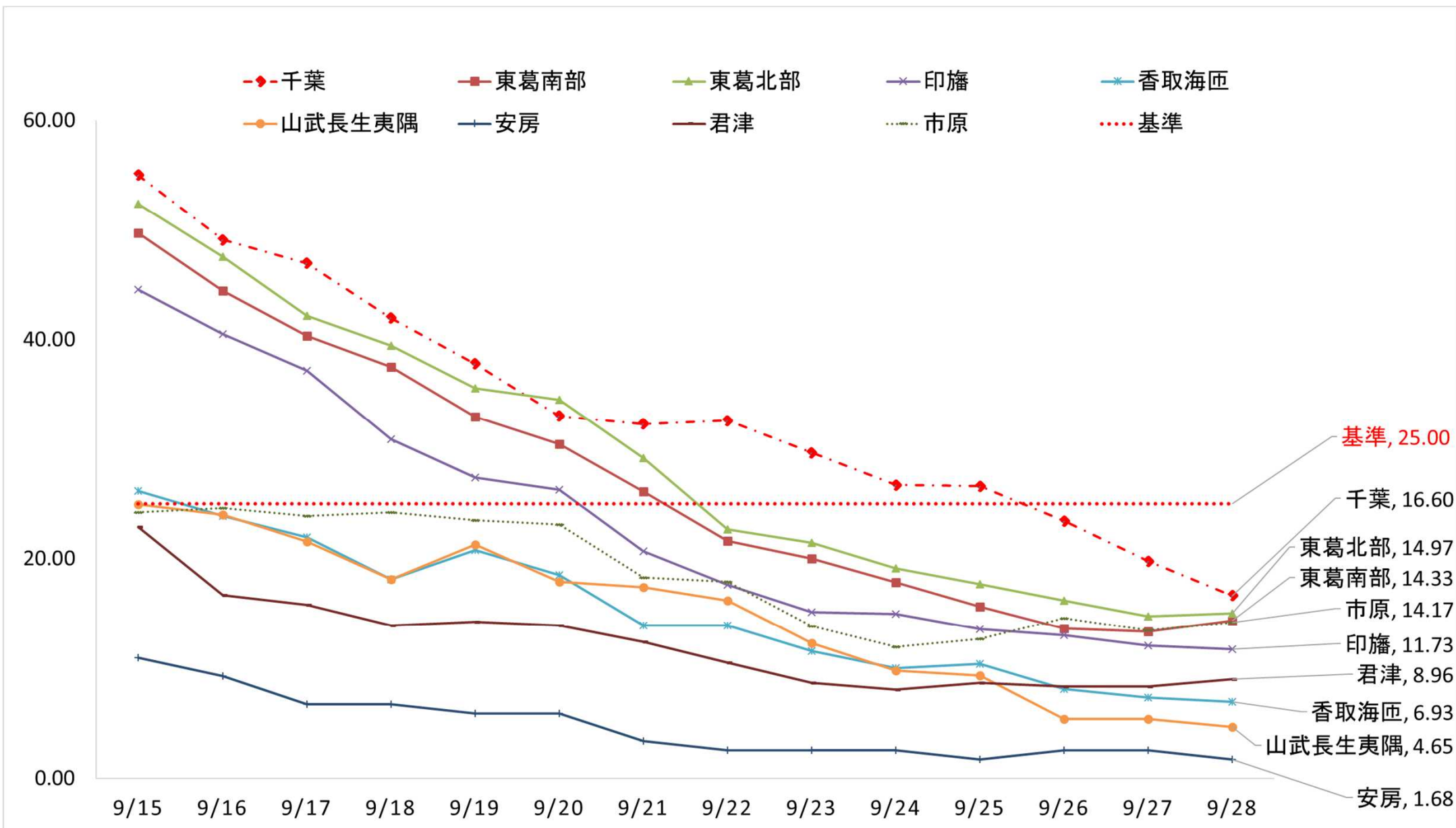
[]内は直近1週間とその前週との比較

9月

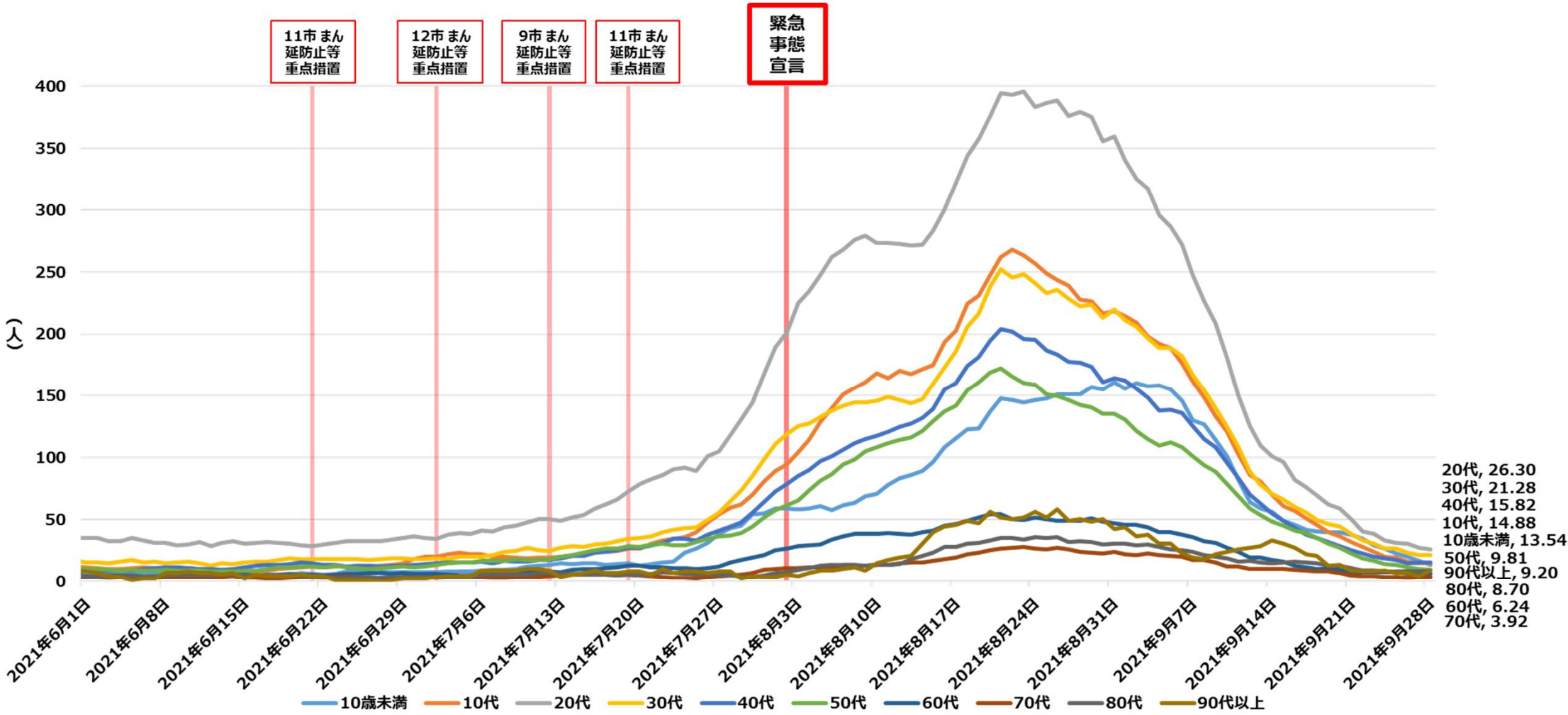
月	火	水	木	金	土	日
30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日
1028名 (9326名)	1278名 (9471名)	1134名 (9154名)	1088名 (8846名)	1160名 (8519名)	1202名 (8092名)	1129名 (8019名)
[0.87]	[0.90]	[0.89]	[0.86]	[0.85]	[0.82]	[0.82]
6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
665名 (7656名)	647名 (7025名)	609名 (6500名)	589名 (6001名)	461名 (5302名)	428名 (4528名)	398名 (3797名)
[0.82]	[0.74]	[0.71]	[0.68]	[0.62]	[0.56]	[0.47]
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
294名 (3426名)	337名 (3116名)	353名 (2860名)	296名 (2567名)	245名 (2351名)	220名 (2143名)	213名 (1958名)
[0.45]	[0.44]	[0.44]	[0.43]	[0.44]	[0.47]	[0.52]
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
156名 (1820名)	92名 (1575名)	140名 (1362名)	166名 (1232名)	119名 (1106名)	150名 (1036名)	106名 (929名)
[0.53]	[0.51]	[0.48]	[0.48]	[0.47]	[0.48]	[0.47]
27日	28日					
83名 (856名)	76名 (840名)					
[0.47]	[0.53]					

赤色は前週と比較して増加
 青色は前週と比較して減少

2次医療圏別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数



人口10万人当たり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 9月28日発表分まで〉

10月1日以降の主な協力要請 概要

令和3年9月29日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

期間	10月1日から24日	
外出 <24条⑨>	<第24条第9項> 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動 原則として21時以降の夜間は不要不急の外出を自粛 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底	
飲食 <24条⑨>	大人数の会食は控える	
飲食店 <24条⑨>	千葉県飲食店感染防止対策 認証事業認証店	営業時間の短縮及び酒類提供停止の要請はしない 同一グループ・同一テーブル4人以内
	千葉県飲食店感染防止基本 対策確認店	営業21時まで 酒類提供は20時まで 同一グループ・同一テーブル4人以内
	その他 (認証店・確認店以外)	営業20時まで 酒類提供停止 同一グループ・同一テーブル4人以内
結婚式場 <24条⑨> <お願い>	<24条⑨> カラオケ設備の提供の停止。 <お願い> 収容定員の50%以内	
商業施設 <お願い>	営業21時まで 酒類提供停止 イベントに準じた人数制限	
カラオケ <24条⑨>	飲食を主として業とする店舗における提供停止	
イベント <24条⑨> 11/1~ <お願い>	● 令和3年10月31日まで 人数：① 5,000人又は50%以内の大きい方（上限10,000人） ② 大声ありは50%以内、大声なしは100% ⇒ ①と②の小さい方 時間：10月24日までは21時まで ● 11月1日以降令和4年1月31日まで 10月31日までの制限を継続 ※ 今後の感染状況や、国が検討している「ワクチン・検査パッケージ」の適用による行動制限の緩和などにより、変更する可能性があります。 ※ 上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じます。	



令和3年9月29日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年9月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、千葉県を含む19都道府県を指定していた緊急事態宣言を9月30日までで解除することを決定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域から除外された地域においては、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続する。感染の再拡大がみられる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

2 県における基本的な考え方

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

期間：令和3年10月1日（金）から10月24日（日）まで

(1) 県民の皆様へ【第24条第9項】

○ 外出について ～混雑を避けて少人数で～

混雑している場所や時間を避けて少人数で行動

原則として21時以降の夜間は不要不急の外出を自粛

帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底
感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控える

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf

○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず・大人数は避けて～

大人数の会食は控えてください。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさの亚克力板等が設置されている、混雑していない店を選び、食事は短時間でお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ

【留意事項】《第24条第9項》

- 催物開催にあたっては、その規模に関わらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。

- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨してください。
- 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。
- ※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>
- ※ その他の留意事項や以下の開催制限の目安等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

【開催制限の目安等】

<開催時間>

- 令和3年10月1日（金）から10月24日（日）まで 《第24条第9項》
21時まで（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

<収容率・人数上限>

- 令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで^{※1} 《第24条第9項》
収容率：100%（大声なし^{※2}）又は50%（大声あり^{※3}）
人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方
- 令和3年11月1日（月）から令和4年1月31日（月）《お願い》
10月31日までの制限を継続
- ※ 今後の感染状況や、国が検討している「ワクチン・検査パッケージ」の適用による行動制限の緩和などにより、変更する可能性があります。
- ※ 上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じます。

* 上記の条件のほかは、令和3年9月28日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」のとおりとします。

- ※1 令和3年10月1日までに販売された入場券等に限り、本目安は適用せず、販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※3 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」として
いるのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中、間隔を空けずに着席
しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象し
うる）と考えられるためです。）

（3）事業者の皆様へ

① 県内全域の事業者等の皆様へ【第24条第9項】

- 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、「出勤者数の7割削減」を目指すとともに、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる場合でもローテーション勤務等を強力に推進してください。また、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
《二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項》
（千葉県ホームページ）
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2_ryuuiten.pdf
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※ 職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」を御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf>

※業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

② 県内の「飲食店^{*1}」・「遊興施設^{*2}のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」・「施設（飲食店を除く）^{*3}」の皆様へ

別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。

- ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。
- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、休業要請・営業時間短縮要請の対象から除きます。
- ※3 ・ イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - ・ イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）
 - ・ 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）

県の営業時間の短縮要請等に応じていただいた県内の飲食店（※1、※2）の事業者には協力金を支給します。

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。（10月1日から御協力いただけなかった場合においても、10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から10月24日までの日数分を支給します。）

※ 要請期間中に認証店となった場合は、10月1日（10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から）から認証店になる前日までの日数分を支給します。

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

4 その他の事項

国の基本的対処方針による「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証については、必要に応じて、人数制限等について特例的に取り扱います。

【問合せ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問合せ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部企業立地課 TEL 043-223-3866

別表

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容について御協力をお願いします。なお、以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3(3)事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容等
<p>「飲食店※¹」・「遊興施設※²のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店</p>	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供の停止。 ・ 下表1の感染防止対策の徹底。 ・ 人数制限（同一グループ・同一テーブル4人以内。ただし、同居家族、乳幼児、介助者を除く。以下同じ） <p>※ 店舗入口及び店内に、「同一グループ・同一テーブル4人以内」である旨を掲示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のとおりの営業時間の短縮、酒類提供の制限 <ul style="list-style-type: none"> ① 「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」 21時から5時は営業しない 酒類提供は11時から20時まで ② 「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」以外 20時から5時は営業しない 酒類提供停止 <p>※ 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」には、営業時間の短縮、及び酒類提供の制限の要請はしません。</p>
<p>結婚式場 ※ 結婚式をホテル又は旅館で行う場合も同様の条件とする</p>	<p>法24条⑨ カラオケ設備の提供の停止。</p> <p>お願い 収容定員の50%以内で開催</p> <p>※ 飲食店である場合は、飲食店の要請内容も適用。</p>
<p>カラオケボックス等、飲食を業としていない店舗</p>	<p>法24条⑨ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。</p>

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容等
施行令 11 条施設	
<p>(I) イベント関連施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） <p>(II) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど ・ 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く） 	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表1の感染防止対策の徹底 <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）の自粛 ・ 営業時間の短縮（「21時から5時」は営業しない。） ・ イベントの人数制限と同様の人数制限 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）
<p>(III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど ・ 遊興施設の一部 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など ・ サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く） 	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表1の感染防止対策の徹底 <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）の自粛 ・ 営業時間の短縮（「21時から5時」は営業しない。） ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品販売業を営む店舗のうち、食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等（下表2参照）

※ 施行令 11 条施設（I）イベント関連施設等、（II）イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催されるイベントは、営業時間短縮要請の対象外とします。

下表1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請

- 共用部分（休憩室、更衣室、喫煙室、食堂、トイレ等）を中心とする以下のような感染対策を行ってください。
 - ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
 - ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
 - ・ 会議室の換気を徹底する。会議の時間を短くするよう工夫する。
 - ・ 食事、着替え、喫煙などでマスクを着用していない時は、会話を控えるとともに、会話をする場合は、必ずマスクを着用することを徹底する。
 - ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースや喫煙スペースに入らないよう、休憩スペースや喫煙スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
 - ・ 屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
 - ・ 食堂などで飲食する場合は、利用時間をずらす、椅子を間引くなどにより、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、人数制限や利用時間をずらすことなどにより、できる限り身体的距離を確保できるように努め、会話を控えるとともに、食事中以外は必ずマスクを着用することを徹底する。
 - ・ こうした取組に加え、食堂や喫煙所、休憩・休息スペースにおいて密が発生しないよう配慮する。具体的には、十分な距離を確保できるよう、施設の態様に応じ、あらかじめ目標とする収容人数を定め、従業員に対し、掲示・各種連絡等で混雑時間帯の利用回避等を周知する、入場を制限する等により、目標とする収容人数を超えないよう努める。

- 当分の間、感染が拡大している地域への出張等は極力控えてください。どうしても避けられない場合には、基本的な感染防止策を徹底した上で、出発前検査の実施を検討してください

(案)
県有施設の利用制限について

令和3年9月29日
総務部

令和3年9月29日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、対象施設において、必要な利用制限を実施します。

記

1 対象期間

令和3年10月1日（金）から10月24日（日）まで

2 対象施設（10施設）

幕張メッセ国際展示場、文化会館、博物館、運動施設など

※ 各施設の利用制限の状況は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

令和3年10月1日以降の県有施設の利用制限について

No	所在地	施設類型	施設名	制限の内容等	所管部名	所管課名 問合せ先
				①利用時間の制限 ②変更年月日（見込み）		
1	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①8時30分～21時30分 → 8時30分～21時 ②10月1日 ※チケット発売済は除く	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
2	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①8時30分～21時30分 → 8時30分～21時 ②10月1日 ※チケット発売済は除く	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
3	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 （日本コンベンションセンター国際展示場）	①0時～24時 → 5時～21時 （イベント開催時間の制限） ②10月1日 ※チケット発売済は除く	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
4	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館本館	①9時～16時30分 → 10時～16時30分 ②従前の制限内容を継続	教育庁	文化財課 043-223-4127
5	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①9時～16時30分 → 9時～15時30分 ②従前の制限内容を継続	教育庁	文化財課 043-223-4127
6	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①8時30分～21時30分 → 8時30分～21時 ②10月1日 ※チケット発売済は除く	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
7	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①0時～24時 → 5時～21時 （イベント開催時間の制限） ②10月1日	商工労働部	企業立地課 043-223-2443
8	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①8時30分～21時30分 → 8時30分～21時 ②10月1日 ※チケット発売済は除く	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
9	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①9時～22時30分 → 9時～19時30分 ②従前の制限内容を継続	教育庁	体育課 043-223-4106
10	我孫子市	文化会館等/ 運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①9時～21時30分 → 9時～21時 ②10月1日	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328

病床確保計画におけるフェーズについて

令和3年9月29日
千葉県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新規感染者数の大幅な減少により、病床の状況に改善がみられている。そのため、10月1日から、一般医療の抑制を伴う緊急かつ臨時的な段階であるフェーズ4から、一般医療との両立を前提としたフェーズ3に移行することとする。

なお、今後、さらに病床の状況に改善がみられる場合には、本部長判断により、入院が必要な人は原則として全て入院させるフェーズ2又は1に移行する。

1 感染症の発生状況について

	9月28日時点の数値	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
新規感染者数 (直近7日間平均)	120.0人 (前週比 0.53)	—	—
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人あたり)	13.42人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
病床のひっ迫具合 (病床全体) (現時点の確保病床数の占有率)	25.5% (376人/1,476床)	20%以上	50%以上
病床のひっ迫具合 (重症者用病床) (現時点の確保病床数の占有率)	27.7% (41人/148床)	20%以上	50%以上
療養者数 (人口10万人あたりの全療養者数)	19.83人	20人/10万人 /週以上	30人/10万人 /週以上
ホテル稼働率 (ホテル療養者数/確保部屋数)	10.7% (149人/1,390室)	—	—

2 現状の分析

- 新規感染者数については、前週比53%であり、減少傾向にある。
また、人口10万人あたりの新規感染者数及び全療養者数は国指標のステージⅡ相当に、病床の状況は、ステージⅢ相当に改善されている。

(参考) 前週比較 (9/21 時点 → 9/28 時点)

- ・ 新規感染者数： 225.4人 → 120.0人
- ・ 病床のひっ迫具合： 39.8% → 25.5%
- ・ 重症者用病床のひっ迫具合： 37.8% → 27.7%
- ・ 全療養者数 (対人口10万人)： 49.98人 → 19.83人

3 今後の方針

- これまで、フェーズ4として、緊急的に予定入院・手術の延期等の一般医療の抑制や、救急医療の制限を行い、病床数を最大限に確保してきたところであるが、病床の状況が改善されてきたことから、一般医療との両立が可能となるフェーズ3に移行する。
- フェーズ3への移行日は10月1日とする。
- 引き続き、感染者の血中酸素飽和度や基礎疾患などを踏まえた入院の優先度判断基準に基づき、優先順位をつけた入院を行う。
- なお、今後、さらに病床の状況に改善がみられる場合には、本部長判断により、入院が必要な人は原則として全て入院させるフェーズ2または1に移行する。

4 これまでの経緯

- ・ 5月28日 : 現行の病床確保計画を策定
- ・ 6月7日 : 全県フェーズ2で運用を開始
- ・ 7月19日 : 千葉、東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝及び市原圏域をフェーズ3へ移行
- ・ 7月29日 : 山武長生夷隅、安房及び君津圏域をフェーズ3へ移行し、全県フェーズ3で運用
- ・ 7月30日 : 対策本部会議において、今後、入院患者の状況等を総合的に勘案し、本部長が必要と判断した場合には、フェーズ4に移行することを決定
- ・ 8月4日 : 全県フェーズ4へ移行（その後、順次確保病床数を追加）

【参考】病床確保計画

フェーズ		1	2	3	4
		入院が必要な人は入院		優先順位をつけた入院	
総療養患者数		1000	2000	4000	7000
入院療養	即応病床数	750	1331		1476
	重症病床数	70	110	110	148
ホテル療養	確保ホテル部屋数		1390		
自宅療養	自宅療養者数	100	700	2600	5300
新規感染者数		100	200	400	700
国のステージ（目安）		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ

医療提供体制の強化等の取組

令和3年9月29日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年9月9日に対策本部において「医療提供体制等の強化について」を決定し、これまで取り組んできた内容は次のとおり。引き続き、県民の安心・安全の確保のための取組を進めていく。

1 医療提供体制

(1) 病床の確保

7月以降の感染の急拡大に対して、8月4日に病床確保計画のフェーズ4へ移行。その後、医療機関へ病床の更なる確保を依頼。

【即応病床数】

8月4日：1, 275床 → 9月28日：1, 476床

(2) 入院待機ステーションの設置

救急搬送における入院調整に時間を要する事例に対処するため、入院先が決まるまでの間、酸素投与等を実施。

【設置場所等】

- 。 千葉市内において、9月5日に設置（10床）
- 。 柏市内において、9月24日に設置（6床）

※ 現在、感染者数の減少により、両施設とも患者受入れを停止

(3) 夜間外来を行う医療機関の確保

夜間の入院調整が困難なため入院先が決まらない患者を一時的に受け入れ、翌日まで診療（酸素投与等を実施）。

【実施体制等】

- 。 8月30日から5医療機関で運用
- 。 引き続き、対応可能な医療機関の確保に努める。

(4) 往診体制の強化等

ア 医療機関を活用した取組

- ・ 自宅療養者への往診等について協力を依頼
【対応可能な医療機関等（9月28日現在）】
□医療機関 583 □訪問看護事業所 193
- ・ 医療機関が往診等を行う場合に支給する協力金についての予算を増額
- ・ 訪問看護事業所が訪問看護を行う場合の協力金制度を創設

イ 民間事業者を活用した取組

民間事業者へ委託し、夜間・休日の往診やオンライン診療の実施体制を強化（9月10日から）

ウ 在宅酸素療法への対応

- ・ 自宅における酸素療法の実施体制の確保
【対応可能な医療機関等（9月28日現在）】
□医療機関 173 □訪問看護事業所 125
- ・ 県で酸素濃縮装置を確保し、医療機関が装置を確保できない場合に貸出しを行う。
【県での確保数】
50台（9月28日現在）。更なる確保を図る。

（5）宿泊療養施設の拡充

- 確保室数 1,017室 → 1,390室（9月28日現在）
- ・ 9月15日から、柏市が運営する新たな宿泊療養施設（ホテルルートイン柏南）が療養者の受入れを開始（170室）
 - ・ 9月24日から、千葉市が運営する新たな宿泊療養施設（グランパークホテルパネックス千葉）が療養者の受入れを開始（67室）
 - ・ 9月27日から、県が運営する新たな宿泊療養施設（ホテルユーラシア舞浜アネックス）が療養者の受入れを開始（141室）

（6）中和抗体薬による治療

- ・ 県内72医療機関で実施

2 健康観察等

（1）自宅療養者フォローアップセンターの開設

保健所のマンパワーを重症化リスクの高い方への対応により集中するため、健康観察業務や病床調整業務を支援する自宅療養者フォローアップセンターを開設（9月1日から）

（2）パルスオキシメーターの更なる確保

自宅療養者の症状把握に必要なパルスオキシメーターの更なる確保。

【県での確保数】

10,000台（4/23）→21,000台（9/24）→25,000台（9月末）

（3）配食サービスの強化

申し込みの増加に対応すべく、申込手続きの見直しを行うとともに、配達能力を強化した。

【配達能力】

100件程度/日 → 500件程度/日

(4) 保健所の人員確保

- ・ 県職員の応援派遣（1日あたり最大161人）
- ・ 市町村からの応援職員の受入（1日あたり最大22市町81人）
- ・ 人材派遣会社の活用（看護師・事務職等あわせ約250人を順次配置）

(5) 市町村との連携

自宅療養者が急増したことから、感染者への支援を充実させるため、市町村と覚書を締結し、患者情報等を共有し、県と市町村で連携して自宅療養者等に対する健康観察及び生活支援等を実施。

【覚書の締結数】

31市町村（9月26日時点）

3 ワクチンについて

(1) 県の職域接種

9月7日開始。公立・私立学校の教員、児童相談所の職員などを優先的に接種している。

(2) 県民対象の集団接種

「千葉県ワクチン接種センター」を9月19日（日曜日）から設置。妊婦の優先枠を設定している。

(3) ワクチンの接種状況について（市町村の接種状況を含む）

別紙のとおり。

新型コロナウイルスワクチンの接種について

別紙

1 高齢者（65歳以上）へのワクチン接種状況（令和3年9月28日現在）

	人 口	1回目接種	2回目接種
千葉県	1,721,801人	1,556,624人 (90.41%)	1,533,686人 (89.07%)
東京都	3,138,535人	2,764,134人 (88.07%)	2,719,998人 (86.66%)
神奈川県	2,327,286人	2,083,647人 (89.53%)	2,054,763人 (88.29%)
埼玉県	1,959,702人	1,769,333人 (90.29%)	1,743,849人 (88.99%)
全 国	35,767,994人	32,342,421人 (90.42%)	31,876,964人 (89.12%)

※ 政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況による（人口データが9月1日公開分から2021年度の住民基本台帳に基づく人口に更新）

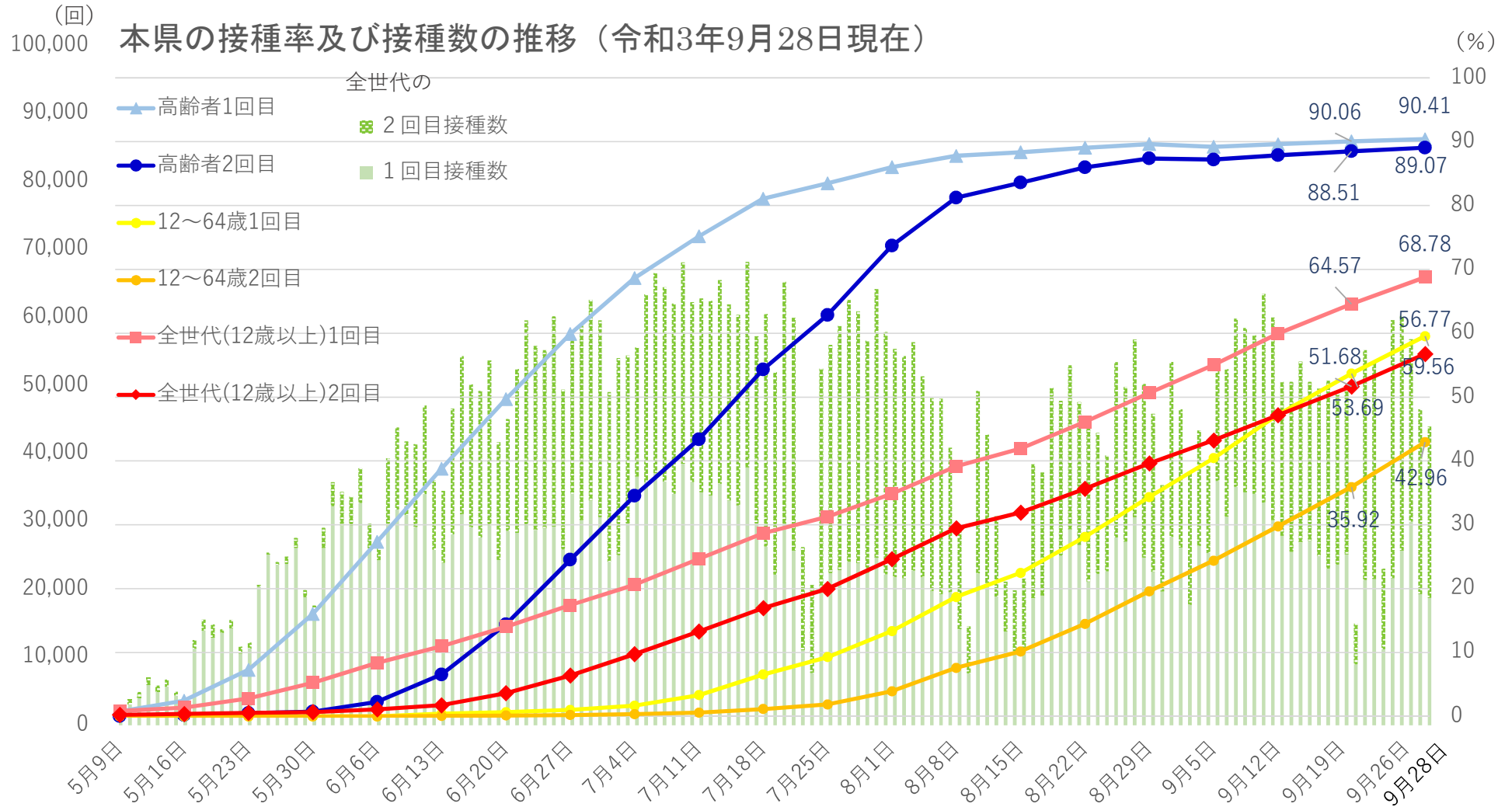
新型コロナウイルスワクチンの接種について

2 全世代の接種状況（令和3年9月28日現在）

	人 口	1回目接種	2回目接種
千葉県	6,322,892人	3,944,874人 (62.39%)	3,256,101人 (51.50%)
東京都	13,843,329人	8,909,798人 (64.36%)	7,651,023人 (55.27%)
神奈川県	9,220,206人	5,803,050人 (62.94%)	4,739,229人 (51.40%)
埼玉県	7,393,799人	4,459,194人 (60.31%)	3,604,403人 (48.75%)
全 国	126,645,025人	79,871,746人 (63.07%)	66,990,980人 (52.90%)

※ 政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況による（人口データが9月1日公開分から2021年度の住民基本台帳に基づく人口に更新）

新型コロナウイルスワクチンの接種について



「時点日」までにワクチン接種記録システム（VRS）に記録され、集計されたデータを用いている。
VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがある。

新型コロナウイルスワクチンの接種について

3 県内の職域接種の状況

- (1) 申請状況 申請受付開始6/8 接種開始日6/21
※現在、新規の申請は受け付けていない

申請数	170件	
承認	122件	
不承認	48件	要件不足等
審査中	0件	

- (2) 接種予定人数

約31万人	主な業種：製造業、小売業、大学、ホテルなど
-------	-----------------------

緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について

令和3年9月29日

教育庁

引き続き感染症対策を徹底した上で、原則として通常の教育活動を実施することとし、感染リスクの高い活動については、活動内容や方法を工夫することにより、感染拡大防止に努める。

1 分散登校、時差通学及び短縮日課について

原則として通常日課とするが、地域の感染状況や交通事情等により、学校長の判断で、必要に応じて、時差通学及び短縮日課を実施する。

2 学習活動について

引き続き感染症対策を徹底し、学びを継続する。

感染リスクの高い活動の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から活動の内容や方法を工夫する。

3 学校行事について

引き続き感染症対策を徹底し、学校行事の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫するとともに、学外の参加者について、行事の趣旨や目的を踏まえて、制限を設ける。

修学旅行の実施に当たっては、感染リスクを低減するため、学外の不特定多数の者に接触する機会を可能な限り減らすとともに、旅行先や宿泊場所・日数などの旅行行程を工夫する。

4 部活動について

引き続き感染症対策を徹底し、部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づき、実施する。

ただし、10月14日（木）までの2週間は移行期間として、平日は放課後のみ90分以内とする。

※ 特に高校生に対し、次のような場面を避けるよう、引き続き指導を徹底する。

- ・ 登下校時における飲食店や遊興施設への立ち寄り
- ・ 部室や更衣室等の密になりやすい空間でのマスクを外した会話や飲食